

熊本市南区十禅寺二丁目国有農地除草等作業委託仕様書

- 1 委託業務名 熊本市南区十禅寺二丁目国有農地除草等作業委託
- 2 履行場所 熊本市南区十禅寺2丁目472番5 地目:畑 地積:315m²
熊本市南区十禅寺2丁目474番1 地目:畑 地積:158m²
(別添図面参照)
- 3 委託期間 契約日から令和6年(2024年)11月29日(金)まで

第1 一般事項

- 1 本業務は、履行場所の除草等に係る作業及び処分を対象とする。
- 2 この熊本市南区十禅寺二丁目国有農地除草等作業委託仕様書(以下「仕様書」という。)は、業務の基本事項を示すものであり、状況に応じ委託者の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- 3 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- 4 受託者は、作業実施後、施工管理担当者の検査を受けること。
- 5 受託者は、業務完了後に施工前、施工中、施工後の記録写真を添付した業務完了報告書を提出すること。

第2 除草等に係る作業及び処分

- 1 実施回数
1回
- 2 注意事項
 - (1) 除草により表土がほぐされて雨で土が流れたり、法面が崩壊したりしないよう、除草後は必要に応じて踏み固めること。
 - (2) 刈草等の処分は、各市町村の定める処理基準に基づき、適正に処理すること。
 - (3) 作業で発生した残材、ゴミ等は、作業中は履行場所内に留め置き、作業完了後速やかに処分すること。
 - (4) 除草剤を散布する際は、草刈を行った後、散布すること。
 - (5) 薬剤の使用については、農薬取締法等関連法規及び使用基準を遵守し、安全の確保に十分注意すること。

第3 現場管理等

- 1 受託者は、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
- 2 作業実施に当たって事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅滞なくその状況を委託者に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。

- 3 受託者は、作業実施に当たって周辺住民からの苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、遅滞なく委託者に報告すること。

第4 検査

業務完了後に実施する検査において、受託者の実施した作業が仕様書に示すものに適合していないと委託者が認めたときは、委託者は、その作業の手直しを命ずることができる。この場合において、その費用は受託者の負担とする。

第5 その他

- 1 この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

履行場所図面



見 積 書

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

業務名 熊本市南区十禅寺二丁目国有農地除草等作業委託

履行場所 熊本市南区十禅寺2丁目472番5 地目:畑 地積:315m²

熊本市南区十禅寺2丁目474番1 地目:畑 地積:158m²

熊本県会計規則その他関係規定を承諾のうえ見積ります。

令和 年 月 日

住 所

商号又は
名 称

代表者名

熊本県知事 木村 敬 様

(備考)

- 1 見積金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含む額を記載すること。
(税率10%)